# (仮称) 七尾志賀風力発電事業環境影響評価方法書に対する七尾市意見

## 1. 全体的事項

# (1) 市民対応について

当市としては、国策である再生可能エネルギーの導入は促進すべきと考えるが、環境との調和、そして何よりも市民との合意形成が不可欠である。

本事業の環境影響評価方法書に対し、住民等から239件もの意見が提出され、計画 自体や調査方法に対して不安視する内容が多い。

市に対しても、地域住民を中心とする市民団体から、事業の白紙撤回を求める要望書と事業に反対する1,750名の署名が提出される深刻な事態となっている。

このような状況を踏まえた上で、市民からの質問や意見に誠意をもって対応し、丁寧かつ十分な説明を行い、不安解消と理解促進に努めていただきたい。

## (2) 事業の明確化について

本事業の対象事業実施区域及び周辺には、本事業計画で12基、他事業者の事業計画で39基、合計51基もの風力発電機の建設が計画されている。

また、対象事業実施区域が部分的に重複していると判断できるものも存在する。

いずれの計画も、事業者から具体的に設置する風力発電機の規模や配置等が明確にされておらず、このことが市民の不安要因の一つではないかと考える。

事業者には、これらの情報について、可能な限り明確にし、広く市民への情報提供に努めていただくとともに、対象事業実施区域が重複する他事業者と情報交換を行い、それぞれの事業の累積的な影響についても調査・予測・評価を行い、環境へ影響を回避していただきたい。

# 2. 個別的事項

# (1)騒音、超低周波音について

本事業の対象事業実施区域周辺には、他事業者が既設し、稼働する風力発電所が存在する。

本事業では、当該稼働中の風力発電機よりも規模の大きな風車を建設・稼働する計画であることから、音が増大するのではないかとの不安の声が寄せられている。

住民等の意見に対する事業者の見解では、超低音型の機種を選択することを検討するとのことであるが、このような説明で不安が解消されるとは思えない。

事業者には、今後の調査・予測・評価の結果、住居等への影響を回避又は低減するため、具体的にどのような配慮を講じたのか説明し、市民の不安解消に努めていただきたい。

また、他事業者の住民説明会において、参加者から数値による説明では音のイメージができないとの声が聞かれた。

これは提案となるが、説明方法として風力発電施設から発生する、あらゆる音を再現し、市民が求める地点において、どのように聴こえるのか体感していただくとわかりやすいのではないかと考える。

#### (2) 騒音レベルの予測・評価について

事業者として、調査・予測・評価に関して、国の指針に基づき評価するとのことであるが、逆転層等の特殊な気象条件や地域の地形、風向等も踏まえた最大の騒音レベルを 予測・評価し、住民等への影響の回避又は低減していただきたい。

# (3) 水環境について

住民等の意見として湧水・地下水・飲用に使用している河川への影響への不安が多い。 藤瀬霊水公園への影響を不安視する住民等の意見に対する事業者の見解は、対象事業 実施区域外であるとのことであるが、質問をした市民が理解し、納得することができる のか疑問である。

対象事業実施区域内の水環境について、水量・水質への影響について、調査・予測・評価していただくことは勿論のこと、市民からの質問や意見に対しては、誤解を与えたり、反感を持たれることなく、誠意をもって、具体的にどうして大丈夫なのか明確な根拠を丁寧かつわかりやすく説明を行い、不安解消と理解促進に努めていただきたい。

#### (4) 文化財について

七尾市教育委員会から対象事業実施区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しているとの意見である。

事業者には、文化財保護のため、七尾市教育委員会のスポーツ・文化課と早期に協議していただきたい。

#### (5) 動物·植物·生熊系

事業者が計画する動植物、生態系の調査に関して、当該計画の期間や回数で広大な対象事業実施区域の自然環境を十分に確認することができるのか疑問である。

対象事業実施区域に近い七尾西湾やその周辺地域は、県内有数の希少種を含む渡り鳥の飛来地であり、近年は、コウノトリが飛来し、繁殖行動が確認されており、本事業がこれら渡り鳥の移動経路等に影響を与えることがないのか懸念する。

事業者には、渡り鳥に限らず、しっかりと地域の動植物相、生態系を把握し、それぞれの影響について、回避・低減するため、計画した調査の期間や回数等に限定せず、必要十分な調査を行っていただきたい。

# (6) 景観について

対象事業実施区域は、景観法第8条及び七尾市景観条例第15条の規定に基づき、当 市が定める七尾市景観計画において、山地・里山地域に類型区分し、景観の保全を進め ている。

事業者には、フォトモンタージュ法による予想風景図及び垂直視角を用い、当市建設 部都市建築課と早期に協議していただきたい。